

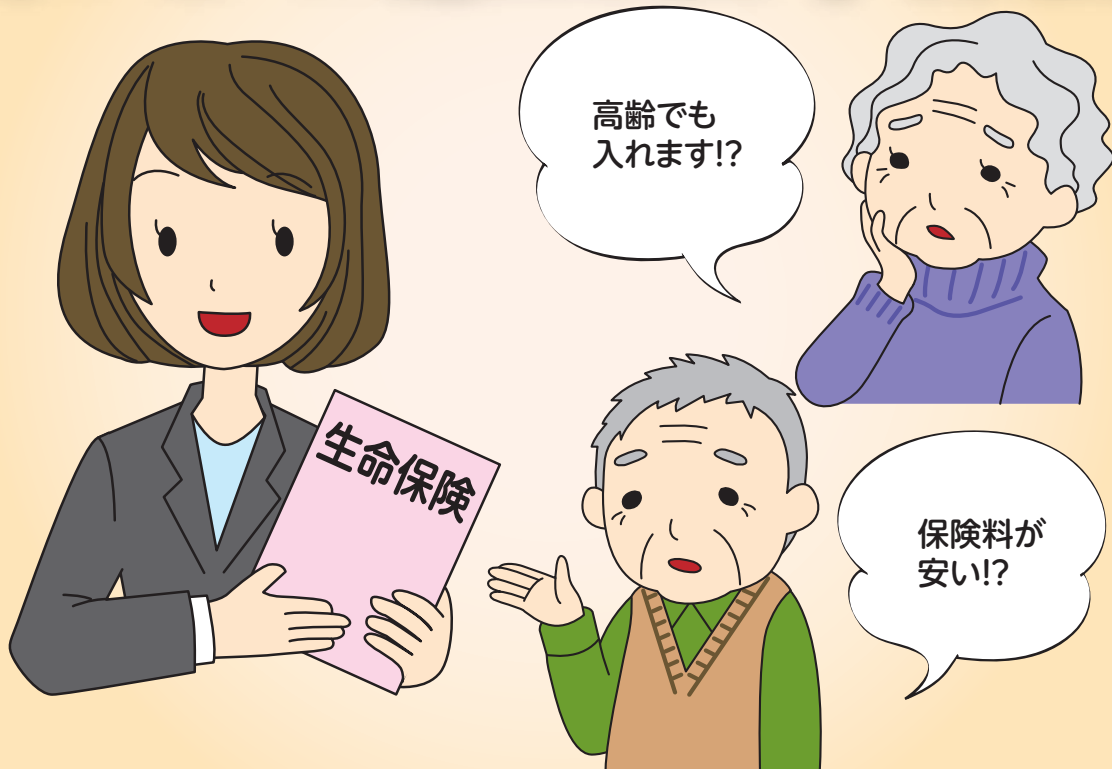
ちゅうおう 消費者だより

- P1 リスクに備える生命保険
P2~3 リスクに備える生命保険
マルチ商法の勧誘に注意！
P4 中央区消費生活展2014

第 **162** 号
平成27年2月

編集発行
中央区
消費生活センター
☎ 03-3546-5332
ホームページ
[http://chuo-consumer.
genki365.net/](http://chuo-consumer.genki365.net/)

リスクに備える生命保険



中央区消費生活センター 相談窓口のご案内

消費生活相談専用ダイヤル ☎ **03(3543)0084**

相談日時 月曜日から金曜日まで 午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所1階
<http://chuo-consumer.genki365.net>

契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を専門の相談員がお受けしています。

生命保険は「死亡」「傷病」「介護」といった生活上の「リスク」に備えるものです。できるだけシンプルでわかりやすい商品を選択すること、その内容を理解しておくことがトラブル防止のポイントです。

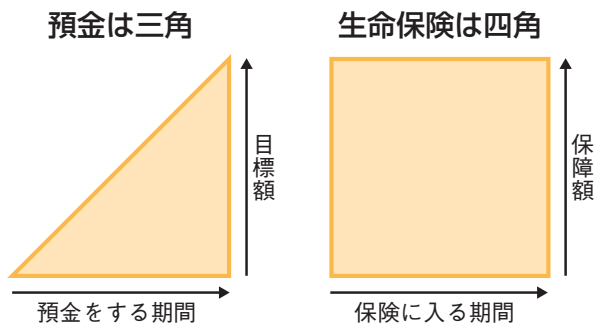
●生命保険と貯蓄

約9割の世帯が何らかの生命保険に加入していますが、生命保険による保障を必要以上に厚くし入り過ぎていく傾向があります。

万一の時に残された家族が受け取れる**死亡保障**には、遺族年金などの公的保障や死亡退職金などの勤め先の保障があります。これらと手持ちの預金を合計し、足りない部分を生命保険で補うのが基本です。

また、ケガや病気の時の**入院・手術保障**には、公的な「高額療養費制度」があり自己負担額の上限が決まられています。

高額療養費制度の対象とならない先進医療や差額ベッド代などの備えとして「医療保険」があります。しかし、基本的には約款で定められた入院、手術をしないと給付金はもらえず通院治療や外来は対象外です。支払った保険料の割には受取額がそれほど期待できません。最近は入院日数が短縮傾向



(表1)

種別	内容	主な注意点
保障増額	追加契約	告知が必要 追加した契約の保険料の払込が必要
	特約の中途付加・中途増額	告知が必要 増額部分の保険料は増額時の年齢で計算
	転換	現在の契約を下取り新たに契約し直す(解約返戻金のある保険のみ利用可) 改めて告知が必要 転換時の年齢・保険料率で保険料を再計算
保障減額	保険金の減額・特約の解約	保険料の負担が減る 一部解約になるので減額部分に対応する解約返戻金があれば受け取れる 各種特約の保障額が同時に減額される場合がある
保険料の支払いが困難な時	延長(定期)保険	保険料の払い込みを中止して解約返戻金を元に定期保険に変更する 死亡保険金は変わらずに保険期間が短くなる 特約は継続できない
	払済保険	保険料の払い込みを中止して解約返戻金を元に保険期間を変えずに保障額の少ない保険に変更する 特約は継続できない
	自動振替貸付制度	解約返戻金の一定範囲内を自動的に貸し付けて保険料を立て替えてもらう制度 立て替えた金額には貸付利息がつく

(表1)

人生の節目には必要な保障も変化します。「どんな時に」「いくら」受け取れるのか、いつまで「保険の期間」はあるのか、「保険料」の負担は大丈夫かを十分検討しましょう。

保険を見直す場合には次のようなものがあります。

●生命保険の見直し

にあり、100万円程度の貯蓄があれば当面の費用を捻出できます。医療保険はある程度の貯蓄ができるまでのつなぎとして考えましょう。

●保険シヨップ

最近では、複数の保険会社と代理店契約を結び様々な保険商品を取り扱う「乗合代理店」⇨保険シヨップが登場しています。

複数の保険商品や価格を比較検討できる点が人気ですが、次のような注意点があります。「乗合代理店」といってもすべての保険会社の商品を販売しているわけではありませんし、販売による手数料収入を得て成立する以上「公平・中立」が担保されているとはいきれません。

そのため、昨年成立した改正保険業法では保険募集のルールとして「意向把握義務」「情報提供義務」が導入され、保険募集人の義務が強化されました。比較推奨販売を行う場合には、取扱商品のうち比較可能な商品の一覧と特定の商品の提示・推奨を行う理由に関する情報の提供が義務付けられます。

この改正により「乗合代理店」は、得られる手数料に関わらず、その顧客に最も適した商品を勧めなければならぬこととなります。法律の施行は2年以内の予定です。



●生命保険と税金

生命保険に加入する時には保険金受取人を指定します。受取人を誰にするかによって保険金にかかる税金が大きく変わってきます。例えば、死亡保険金にかかる税金は、次のようになります。(表2)

(表2)

契約者	被保険者	受取人	税金
A	A	Aの相続人	相続税 (保険金の非課税枠あり)
A	A	Aの相続人以外	相続税 (保険金の非課税枠なし)
A	B	A	所得税(一時所得) +住民税
A	B	C	贈与税

契約者 保険会社と契約を結び保険料を負担する人
被保険者 その人の生死、ケガ、病気などが保険の対象となっている人
受取人 保険金や給付金を受け取る人

一般的に、所得税や贈与税になると控除額が少なく、相続税上の受取人とする方が保険金の非課税枠(500万円×法定相続人の数)が適用され税制面では有利になります。

また、満期保険金や解約返戻金については、契約者と受取人が同じ場合は所得税、異なる場合は贈与税の対象となります。

不慮の事故や疾病により受け取れる給付金など(手術給付金・高度障害給付金・障害給付金・リビング・ニーズ特約保険金等)は、非課税です。

マルチ商法の勧誘に注意!
ママ友に誘われ家に行ったら…
人間関係が壊れることもある

【事例】

息子の幼稚園のママ友に「料理を教えてあげるから一緒にランチをしよう」と誘われ家に行った。同じクラスの他のママ友も数人来ていた。料理中に「この調理器具はすごく便利」「この洗剤は汚れがとてもよく落ちる」と実演しながらいろいろ商品を中心に紹介された。子供同士が仲良しでこれからも顔を合わせるため、みんながお付き合いで商品を買った。しかし、その次には化粧品を勧められたので次第にそのママ友を避けるようになった。一緒に家に行った人の中には「会員になれば商品が安く買える」「販売実績により海外旅行に行ける」「友達を紹介するだけで副収入になる」と言われ会員になった人もいた。その後、会員になった人が友達を誘っても断られ、結局、商品代金の支払いだけが残り困っているという話を聞いた。

【アドバイス】

いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネスなどと呼ばれる取引でトラブルにあう事例は後を絶ちません。

個人を商品やサービスなどの販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとして商品等の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大し、商品等の提供を行う商法を「連鎖販売取引」といいます。ねずみ講とは違い、その取引自体が法律により禁止されているものではありませんが、特定商取引法で厳しく規制されています。規制内容には、

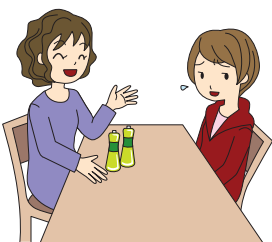
▼商品の購入など何らかの金銭上の負担がある取引の勧誘であることを初めに告げなければならぬこと

▼個人の住居など不特定多数が自由に出入りしない場所で勧誘することや、相手方の判断に影響を及ぼす重要なことに関して事実と異なることを告げること等の禁止

▼クーリング・オフや中途解約の規定があること等があります。

親しい人や仲間からの誘いは断りにくいものですが断る勇気も必要です。入会したら、次は自身が周囲の大切な人を巻き込み、人間関係を壊してしまうことになりかねません。

困った時には、消費生活センターにご相談下さい。





中央区消費生活展2014を 開催しました 「快適なくらしを求めて」



平成26年10月26日(日)、区立あかつき公園において、「中央区消費生活展」を中央区健康福祉まつりと合同で開催しました。

今年はクイズやスタンプラリーのほかに、「水道水とミネラルウォーターの飲み比べ」や「もみすり体験」等、参加型のイベントが多く、たくさんの方々にご来場いただきました。

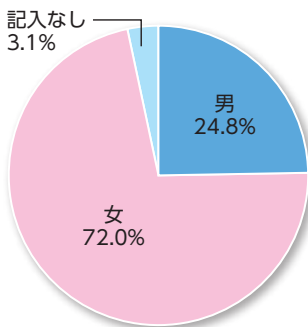
また、野外ステージでは、東京都の出前寄席による漫才と消費生活相談員により、今問題になっているリフォーム詐欺の手口を紹介し、その対処方法などを分かりやすく説明しました。

会場でスタンプラリーと同時に実施したアンケート結果は次のとおりです。
ご来場・ご協力ありがとうございました。

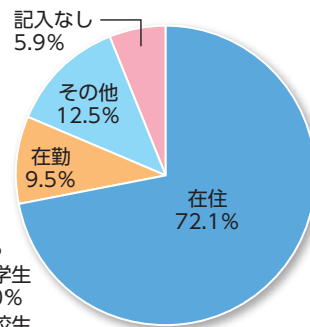
中央区消費生活展2014アンケート結果

回収枚数：833枚

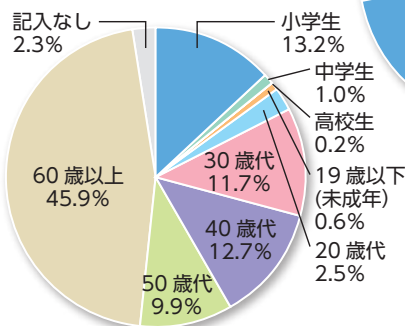
① 性別



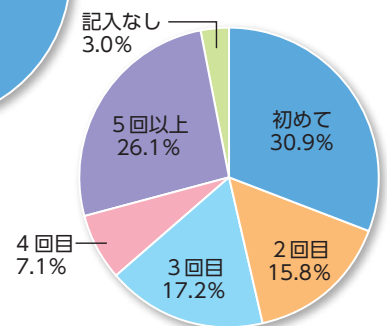
③ 在住・在勤等



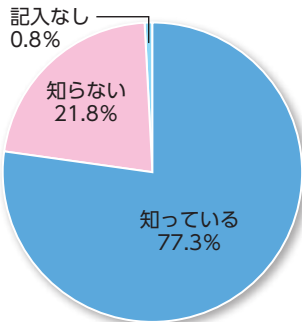
② 年齢



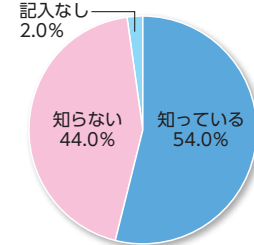
④ 来場回数



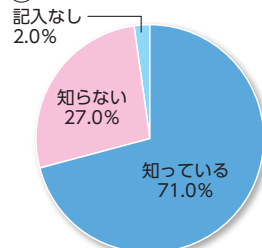
⑤ 訪問販売や電話勧誘などによる契約は、クーリング・オフ（無条件解除）できることを知っていますか？



⑥ 区民葬儀を知っていますか？



⑦ 中央区に消費生活センターがあることを知っていますか？



※消費生活センターがあることを知っている491人中、センターを

利用したことがある人：25人
利用したことがない人：245人

2月は省エネルギー1月間です

コタツ布団と敷き布団を併用すると省エネになるよ！

ぼくは省エネちゃん

関東電気保安協会
<http://www.kdh.or.jp/>